

別紙

諮問第1518号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定1及び2は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発準備組合と都市整備局市街地整備部との協議資料のすべて」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年4月10日付けで行った本件非開示決定1及び2について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書は保存期間の満了により既に廃棄しており存在しないとして、都市整備局市街地整備部防災都市づくり課及び再開発課において、それぞれ本件非開示決定1及び2を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年9月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年10月30日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年5月31日（第227回第一部会）から同年6月23日（第228回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

本件開示請求の内容は「大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発準備組合と都市整備局市街地整備部との間における協議に係る資料」（以下「本件請求文書」という。）を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求について、不存在を理由とする本件非開示決定1及び2を行った。

イ 本件非開示決定の妥当性について

(ア) 本件非開示決定1について

実施機関によると、防災都市づくり課は、都市計画道路補助第26号線の整備（大山中央地区。以下「補助第26号線整備」という。）や本件開示請求の対象地区に関連する業務を含む沿道一体型街路事業の施行に伴う予算編成、執行管理、調整業務等を行っている。

板橋区に所在する大山町ピッコロ・スクエア周辺地区については、本件開示請求のあった当時、同地区の地権者からなる大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発準備組合（以下「準備組合」という。）により、同地区における将来の市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）に向けた準備活動が進捗しているところであった。上記の補助第26号線整備と、準備組合が主体となって行う再開発事業とはそれぞれ独立した事業ではあるものの、街路事業と併せた沿道まちづくりの推進は、延焼遮断帯の形成、ひいては木造住宅密集地域の改善に寄与することから、防災都市づくり課では、沿道まちづくりの進捗状況を把握する一環として、必要に応じて、都度、準備組合から報告等を受けているとのことである。

審査会が事務局職員をして更に確認させたところ、防災都市づくり課は、あくまで沿道まちづくりの進捗状況を把握する一環として、必要に応じて準備組合から報告等を受けているにすぎず、再開発事業の事業計画に関し、準備組合から協議を受ける権限を有しないとのことであった。したがって、協議に係る資料については作成及び取得していないものと認められる。

また、実施機関によると、仮に当該報告等の場を「協議」に含めたとしても、上記のとおり、防災都市づくり課は、当時準備段階であった沿道まちづくりの進捗に関し、準備組合から適宜報告を受けているだけであるから、準備組合から提供を受

けた資料は、その時点での状況報告に係る単なる参考文書であるにすぎない。

そのため、当該文書は防災都市づくり課の文書管理基準表において、準備組合が設立された平成27年度及び本件開示請求のあった令和元年度の文書管理基準表では、「沿道一体整備型街路事業」の「その他資料」のうち、「軽易な資料等」として保存期間が1年未満に分類されており、準備組合からの都度の報告等の後は、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして廃棄しており、存在しないとのことである。

審査会が防災都市づくり課の文書管理基準表を確認したところ、実施機関の上記説明のとおりであり、東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号）についても、保存期間が1年未満の公文書は、取得した日から起算して1年未満の期間内において「事務遂行上必要な期間の終了する日」に保存期間が満了すると規定されていることが確認できた。

さらに、実施機関に改めて文書の探索を依頼したところ、防災都市づくり課が準備組合に対して提示し、又は準備組合から提供を受けた資料は現に存在しなかったとのことである。

したがって、本件請求文書については、防災都市づくり課は準備組合から協議を受ける権限を有しないことから作成及び取得していないと認められ、また、仮に準備組合から報告等を受けている場を「協議」に含めたとしても、準備組合から提供を受けた資料は、その時点での状況報告に係る単なる参考文書にすぎないものと解されることから、準備組合からの都度の報告等の後は、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして廃棄しており存在しないとの実施機関の説明に特段不自然・不合理的な点は認められない。

#### (イ) 本件非開示決定2について

実施機関によると、再開発課は、都市計画決定前の再開発事業について、都市計画法（昭和43年法律第100号）19条3項の規定に基づき、都市計画決定の主体（決定権者）である区市から協議を受ける立場にあり、大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発事業においては、板橋区から協議を受ける立場にある。

また、都市計画決定後は、市街地再開発組合の設立認可申請に先立って準備組合から直接相談を受ける立場となり、市街地再開発組合の設立後は、再開発事業の進展に伴い、都市再開発法（昭和44年法律第38号）における権利変換計画の認可や組

合の解散認可等において、東京都知事の認可が必要となる場合があるため、市街地再開発組合から直接相談を受ける立場になるとのことである。

審査会が事務局職員をして更に確認させたところ、本件開示請求のあった当時は都市計画決定前であり、再開発課と板橋区間の都市計画に関する具体的な協議についても、開始する段階には至っていなかったとのことである。また、再開発課はあくまでも板橋区から協議を受ける立場であり、準備組合から協議を受ける権限は有していなかったとのことである。したがって、再開発課は、本件開示請求の時点において準備組合から協議を受ける権限を有していないことから、協議に係る資料については作成及び取得していないものと認められる。

また、実施機関によると、過去に行われた再開発課と板橋区の打合せに準備組合が同席することがあったものの、仮に当該打合せを「協議」に含めたとしても、再開発課は準備組合から協議を受ける権限を有していないことから、準備組合から提供を受けた資料は、その時点での状況報告に係る単なる参考文書であるにすぎない。

そのため、当該文書は、再開発課の文書管理基準表において、準備組合が設立された平成27年度及び本件開示請求のあった令和元年度の文書管理基準表では「市街地再開発事業の企画及び調査」の「企画、調査、計画作成」のうち、「軽易な資料等」又は「市街地再開発事業の調整及び指導助成」の「指導、助成、調整」の「軽易な資料等」として保存期間が1年未満に分類されており、準備組合との都度の打合せの終了後は、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして廃棄しており、存在しないとのことである。

審査会が再開発課の文書管理基準表を確認したところ、実施機関の上記説明のとおりであり、東京都文書管理規則についても、先に述べたとおり、保存期間が1年未満の公文書は、取得した日から起算して1年未満の期間内において「事務遂行上必要な期間の終了する日」に保存期間が満了すると規定されていることが確認できた。

さらに、実施機関に改めて文書の探索を依頼したところ、再開発課が準備組合に対して提示し、又は準備組合から提供を受けた資料は現に存在しなかったとのことである。

したがって、本件請求文書については、再開発課は本件開示請求の時点において準備組合から協議を受ける権限を有しないことから作成及び取得していないと認め

られ、また、仮に準備組合が同席した再開発課と板橋区との打合せを「協議」に含めたとしても、準備組合から提供を受けた資料は、その時点での状況報告に係る単なる参考文書にすぎないものと解されることから、都度の打合せの終了後は、事務の遂行上必要な期間が終了したものとして廃棄しており存在しないとの実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子